

FPG Owners 利用規約 新旧対照表（変更箇所は下線部）

新	旧	備考
第 8 条（会員の退会および優待を受ける権利の失効） 1. オーナー権を未購入の会員は、プロフィールページ内の「<u>退会手続き</u>」から退会処理を行う方法または当社が特に承認した方法により、本サービスから退会することができます。	第 8 条（会員の退会および優待を受ける権利の失効） 1. オーナー権を未購入の会員は、プロフィールページ内の「<u>ユーザー退会</u>」から退会処理を行う方法または当社が特に承認した方法により、本サービスから退会することができます。	画面 UI 上の表記に合わせた文言調整
第 9 条（オーナー権） 1. 当社は、本サービスの安定的な提供と会員間の公平を図り、資産価値を保全することによって、会員に安心して本サービスをご利用いただくために、オーナー権の取引その他の事項について、次項以下のとおり規定します。当社は、会員が保有するオーナー権について、第 10 条（オーナー権の購入および売却）に規定する内容により、また、共同保有期間満了により、またはオーナー総会の決議に従って実行される処分取引を通じて、<u>現金化</u>の手段を用意します（ただし、各会員がオーナー権購入に費やした金額以上の金額による売却等を保証するものではなく、第 11 条（オーナー権の価値に関する注意事項）、第 15 条（オーナー総会の権限・運営）以下のオーナー総会に係る規定その他本利用規約記載のリスクが発現した場合における当該リスクにより会員に生じた損失を補償するものではありません。）。	第 9 条（オーナー権） 1. 当社は、本サービスの安定的な提供と会員間の公平を図り、資産価値を保全することによって、会員に安心して本サービスをご利用いただくために、オーナー権の取引その他の事項について、次項以下のとおり規定します。当社は、会員が保有するオーナー権について、第 10 条（オーナー権の購入および売却）に規定する内容により、また、共同保有期間満了により、またはオーナー総会の決議に従って実行される処分取引を通じて、<u>会員による投下資本回収</u>の方法を用意します（ただし、各会員がオーナー権購入に費やした金額以上の金額による売却等を保証するものではなく、第 11 条（オーナー権の価値に関する注意事項）、第 15 条（オーナー総会の権限・運営）以下のオーナー総会に係る規定その他本利用規約記載のリスクが発現した場合における当該リスクにより会員に生じた損失を補償するものではありません。）。	表現の明確化
第 15 条の 2（オーナー総会の招集） 1. オーナー総会は、当社がその完全に自由な裁量により必要があると認めた場合には、当社を招集権者として、いつでも招集することができるものと	第 15 条の 2（オーナー総会の招集） 1. オーナー総会は、当社がその完全に自由な裁量により必要があると認めた場合には、当社を招集権者として、いつでも招集することができるものと	対外処分取引により著しい不利益が生じることが明らかな場合において、当社がオーナー総会の招集を行

します。当社以外の者（会員およびオーナー権保有者を含みます。）は、オーナー総会の開催を請求またはオーナー総会の開催もしくは議題・議案の内容を決定することはできません。ただし、前条（オーナー総会の権限・運営）第 3 項の定めにかかわらず、意見申出窓口に対して、特定の本資産について単独または複数でその総議決権数の 4 分の 1 を保有するオーナー権保有者から、当該本資産を対外処分取引の対象とすべき旨の意見申出がなされた場合、<u>オークション市場の動向、将来の出品制限その他対外処分取引の対象とすることにより著しい不利益が生ずることが明らかな場合を除き</u>、当社は、当該意見を踏まえた事項を議題および議案とするオーナー総会の招集を行うものとします。	します。当社以外の者（会員およびオーナー権保有者を含みます。）は、オーナー総会の開催を請求またはオーナー総会の開催もしくは議題・議案の内容を決定することはできません。ただし、前条（オーナー総会の権限・運営）第 3 項の定めにかかわらず、意見申出窓口に対して、特定の本資産について単独または複数でその総議決権数の 4 分の 1 を保有するオーナー権保有者から、当該本資産を対外処分取引の対象とすべき旨の意見申出がなされた場合、当社は、当該意見を踏まえた事項を議題および議案とするオーナー総会の招集を行うものとします。	わないことができる旨の例外規定の追加・明確化
第 15 条の 4（オーナー総会の議決権および決議の方法） 1. オーナー権保有者は、決議の対象となる本資産のオーナー権を保有する者として本サービス上に現に表示されていることを条件として、当該本資産に対応するオーナー総会に係る議決権を行使することができるものとします（<u>当社、当社の親会社もしくはグループ会社、またはこれらの役職員がオーナー権を保有する場合は、これらの者は当該オーナー権に対応する議決権は行使できないものとします。</u>）。また、オーナー権保有者は、オーナー総会に係る議決権を行使する時点において有効に保有する保有枠 1 つにつき 1 つの議決権を保有するものとし、オーナー権保有者の変更があった場合であっても同一のオーナー総会に関して再度議決権を行使することはできません。	第 15 条の 4（オーナー総会の議決権および決議の方法） 1. オーナー権保有者は、決議の対象となる本資産のオーナー権を保有する者として本サービス上に現に表示されていることを条件として、当該本資産に対応するオーナー総会に係る議決権を行使することができるものとします（<u>当社がオーナー権を保有する場合は当社は当該オーナー権に対応する議決権は行使できないものとします。</u>）。また、オーナー権保有者は、オーナー総会に係る議決権を行使する時点において有効に保有する保有枠 1 つにつき 1 つの議決権を保有するものとし、オーナー権保有者の変更があった場合であっても同一のオーナー総会に関して再度議決権を行使することはできません。	議決権行使制限の対象範囲を当社のみから親会社、グループ会社およびその役職員まで拡大
<u>第 32 条（楽器に関する特約）</u> <u>本資産が楽器であるときは、以下の特約も合わせて適用されるものとします。</u> <u>(1) 第 9 条第 2 項については、本サービス内外を</u>	（新設）	取扱い資産の拡大計画（楽器：オールド・ヴァイオリン）に伴う特約事項の新設

問わず、本資産の専有利用、貸出しまたは借受けに加え、演奏を行うことも一切できないものとします。

(2) 第 9 条第 4 項、第 15 条第 2 項および第 16 条第 1 項前段については、同各項に基づきオーナー権保有者から本資産の対外処分取引に関する委託を受けた当社は、オーナー総会の決議によるか共同保有期間満了によるかを問わず、その一切を世界的な弦楽器の鑑定・仲介機関である英国の J&A Beare Ltd.に対して一任するものとします。

(3) 第 9 条第 7 項については、プライマリー取引における価格の見直しおよびセカンダリー取引における参考価格の見直しは、いずれも毎年 6 月 1 日（当該日が営業日でない場合は、その直後の営業日）の年 1 回行うものとします。

(4) 第 15 条の 2 第 1 項ただし書については、本資産の出品日（プライマリー取引開始日）から 5 年が経過するまでの期間においては適用されないものとし、5 年の期間が経過した後の適用にあたっては、「総議決権数の 4 分の 1 以上」とあるのは、「総議決権数の過半数」と読み替えて適用するものとします。

(5) 第 15 条の 3 第 3 項については、対外処分取引においてオークションは原則として実施されないものとし、「対外処分取引の実行予定日」及び「売却代金の入金予定日」とあるのは、それぞれ「対外処分取引の実行予定時期（目途）」及び「売却代金の入金予定時期（目途）」と読み替えて適用するものとします。

(6) 第 15 条の 4 第 3 項前段の適用にあたっては、「総議決権の過半数」とあるのは「総議決権の 3 分の 2 以上」と読み替えて適用するものとします。

(7) 第 19 条については、「真贋証明」を、鑑定機関が発行する「鑑定書」に読み替えて適用しま

す。 <u>(8) 第 21 条第 9 号(1)については、本資産が楽器である場合には適用されないものとし、共同保有期間の短縮は行わないものとします。</u>		
(附則) 第 1 条 (未成年者の特則) 第 1 条 (会員登録) 第 3 項の定めにかかわらず、本利用規約の改定前から会員登録済みの未成年者は、なお会員資格を維持できるものとし、購入済みのオーナー権については継続保有<u>または</u>セカンダリー取引による売却を行うことができるものとします。但し、新たなオーナー権の購入は、成年になるまで行えないものとします。	(附則) 第 1 条 (未成年者の特則) 第 1 条 (会員登録) 第 3 項の定めにかかわらず、本利用規約の改定前から会員登録済みの未成年者は、なお会員資格を維持できるものとし、購入済みのオーナー権については継続保有<u>又は</u>セカンダリー取引による売却を行うことができるものとします。但し、新たなオーナー権の購入は、成年になるまで行えないものとします。	
第 3 条 (共同保有期間の特則) 第 21 条 (定義) 第 9 号の定めにかかわらず、本利用規約の <u>2024 年 7 月 16 日付改定前</u>から出品中の本資産の共同保有期間については、以下のとおりとします。	第 3 条 (共同保有期間の特則) 第 21 条 (定義) 第 9 号の定めにかかわらず、本利用規約の改定前から出品中の本資産の共同保有期間については、以下のとおりとします。	2024 年 7 月改定時に追加された特則の適用関係の明確化
2024 年 7 月 16 日 変更 <u>2026 年 10 月 27 日 変更</u>	2024 年 7 月 16 日 変更	変更年月日の追記。